

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について (東芝環境ソリューション株式会社)



環境省は、平成 28 年 11 月 1 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を東芝環境ソリューション株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①住所、名称、代表者の氏名

神奈川県横浜市鶴見区寛政町 20 番 1 号

東芝環境ソリューション株式会社 代表取締役 北村 真一

②施設設置場所

東京都青梅市末広町二丁目 9 番 1

③施設の種類

廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設

PCB 汚染物又は PCB の処理物の洗浄施設

④処理を行う廃棄物の種類

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「法施行令」という。）第 2 条の 4 第 5 号イに規定する廃 PCB 等のうち、電気機器又は OF ケーブル（PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの（以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ 法施行令第 2 条の 4 第 5 号ロに規定する PCB 汚染物のうち、微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

⑤処理の方法

分解・洗浄（化学的脱塩素化分解・洗浄法（CDP 洗浄法））

⑥処理能力

分解・洗浄施設 1 基につき、変圧器（④に掲げるものに限る。）を最大 1 台/3 日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 28 年 11 月 1 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐野史明

